

第8章 屋外広告物に関する基本方針（景観法第8条第2項第4号イ）

屋外広告物は、都市景観を構成する重要な要素であることから、本章において、景観法第8条第2項第4号イの「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」として、屋外広告物に関する基本方針を示します。具体的な許可基準等は、ここで示す基本方針を踏まえ、広島市屋外広告物条例及び同施行規則で定めます。



当初のデザイン



周辺に配慮し彩度を下げた事例

1 景観計画区域（広島市全域）

- (1) 屋外広告物は、周辺の街並みとの調和を図り、建築物等と一体となって品のある都市景観を形成するよう誘導します。
- (2) 屋外広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、デザインを工夫し、見る人に不快感や過度な刺激を与えることのないよう、また、表示内容がシンプルにわかりやすく伝わるよう誘導します。
- (3) 多くの人々が集まる観光施設周辺、商業集積地区、及びそれらに至る幹線道路沿いなどについては、特に周辺景観に配慮したものとなるよう誘導します。
- (4) 屋外広告物の数、表示内容等は、必要最小限とし、テナント看板等はできる限り集約化するなど、全体のバランスに配慮するよう誘導します。
- (5) 屋上広告物の骨組みや支柱が目立たない工夫をするなど、景観に配慮するよう誘導します。
- (6) 建築物の壁面を利用した広告物については、過剰な表示とならないよう、地区ごとの特性に合わせた総量規制を設けます。

2 景観計画重点地区

景観計画重点地区のうち、特に屋外広告物の景観誘導の充実を図る必要のある地区については、広島市屋外広告物条例による景観形成広告整備地区に指定し、許可基準のほか、同条例に基づき、その区域内における良好な広告物の表示及び良好な掲出物件の設置を促進するための指針（「広告物景観形成指針」）を定めます。

景観計画重点地区内の屋外広告物についての基本方針は、上記1の景観計画区域全体の方針に加え、地区ごとの景観特性を踏まえて以下のとおりとします。

(1) 景観計画重点地区の共通事項

- ア 屋外広告物の地色の色彩の基準を設け、地区ごとの雰囲気乱さないよう、良好な景観の形成を誘導します。
- イ 屋外広告物の設置高さの制限を設け、遠景に配慮するとともに、歩行者の目線ではにぎわいの演出を図ります。
- ウ 景観計画重点地区のうち特に必要な区域では、屋上広告物の設置を制限することとし、*スカイラインを乱さないよう良好な街並み景観の形成を誘導します。

(2) 景観形成の四つの基本方針に沿った、屋外広告物に関する基本方針

ビジョン編 第3章 理念、基本方針で示した景観形成の四つの基本方針に沿って、以下のとおりとします。

【平和】平和都市を象徴する景観づくり

平和都市を象徴する空間にふさわしい品位と節度ある広告物とします。特に、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区については、祈りと安らぎの空間としての雰囲気やたたずまいを阻害することのないよう、原則として、平和記念公園から見える場所に広告物は表示しないこととします。

【歴史・文化】歴史や文化の香り漂う景観づくり

地区の歴史的・文化的価値を損なうことのないよう、地区ごとのたたずまいと調和した広告物とします。特に、景観上重要な視点場から見える場所には広告物を表示しないことを基本とし、やむを得ず表示する場合には、大きさや位置、色彩等のデザインを工夫するなど、地区の景観や雰囲気を乱さないよう誘導します。

【水と緑】水と緑を生かした潤いと安らぎのある景観づくり

街路樹や河岸緑地などの身近な緑や、遠景の山並みなどの自然環境と調和した広告物とします。特に、河岸から見える場所については、水面に映る美しい街並み形成にふさわしい広告物とするよう、必要最小限の表示とすることを基本とします。やむを得ず表示する場合には、大きさや位置、色彩等のデザインを工夫するなど、景観に配慮した広告物とするよう誘導します。

【にぎわい・おもてなし】にぎわいがあり、おもてなしの心を感じる景観づくり

都市の活力とにぎわいを演出すると同時に、本市の顔となる重要な区域として、秩序ある都市景観を形成するため、広告物の大きさや位置、色彩等のデザインを工夫するよう誘導します。

屋外広告物の基本方針に基づく規制・誘導イメージ

屋外広告物に関する基本方針のうち、主な四つの方針のイメージを示します。

主な基本方針	規制・誘導がない場合	規制・誘導イメージ
壁面利用広告物の総量規制 (1・(6))		 過剰な広告を抑制し、バランスよく配置
広告物の色彩の規制 (2・(1)・ア)		 地色の彩度を抑制 地色と文字色を反転 金属等の素材色を用いた配色 箱文字
広告物の設置高さの制限 (2・(1)・イ)		 高層部への表示を制限 低層部への広告物の誘導により、歩行者の目線でのにぎわいを創出
屋上広告物の設置の制限 (2・(1)・ウ)		 *スカイラインを乱す屋上広告物の設置を制限し、建築物と一体化したシンプルな広告物に誘導

